

平成 1 8 年度千歳市予算編成方針

1 本市を取り巻く財政環境と平成 1 8 年度の財政見通し

わが国の経済は、堅調に回復しており、企業収益は改善し、個人消費も緩やかに増加しているものの、雇用環境は依然として厳しい状況にあると評価されています。

こうした中で、国は、構造改革をさらに推進するため「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 5」を決定したところであり、特に、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する観点から、国と地方の税財政のあり方を見直す「三位一体の改革」では、平成 1 8 年度までに国から地方自治体への税源移譲については、「概ね 3 兆円規模をめざす」こととし、補助金の削減と税源移譲を同時に進め、地方交付税の財源保障機能の見直しを図るとしています。

このような改革の動きは、地方自治体の自主的・主体的な行政運営を促し、地方分権型の新しい行政システムを構築するものとされていますが、地方税収が伸び悩む中で、国の財政赤字の解消とも受け取れる国庫補助負担金や地方交付税の削減に向けた動きが先行するなど、さらに厳しい財政運営を強いられており、財政健全化に向けた取り組みが喫緊の課題となっているところです。

本市の財政状況におきましても、平成 1 8 年度の歳入面では、企業活動の大幅な回復は見込まれないものの、個人に係る税制改正があることから、市民税の伸びが期待できますが、土地・家屋の評価替えの影響から固定資産税の大幅な減収が見込まれています。

さらに、各種譲与税や交付金の伸びも期待できないうえ、地方交付税では、国の概算要求において前年度比 2 . 7 %、地方交付税に替わる臨時財政対策債では、0 . 8 %のいずれもマイナスとなり、減額が想定されるなど、総じて一般財源の大きな増加は見込めない状況となっています。

一方、歳出面におきましては、扶助費などの義務的経費の増加に加え、各種公共施設の維持管理費や特別会計などに対する繰出金の増加など、従来にも増して厳しい財政運営が求められているところです。

2 財政健全化対策を講ずるに至った要因

本市ではこれまで、時代の動向や市民の意向を反映しながら、5期にわたる総合計画を策定し、計画的なまちづくりを進め着実な発展を遂げてきました。

このための財政運営につきましても、国が策定する「地方財政計画」の動向を踏まえ、歳入、歳出の見積もりを精査しながら執行してきたところです。

特に、バブル経済の崩壊等を起因とした財政状況の悪化を受けて、起債の発行を抑制し、起債制限比率などの指標に配慮するとともに、平成6年度からは、マイナスシーリングによる予算編成を行ってきたほか、数次にわたる行政改革を積極的に進めるなど、効率的な行政運営に努めてきたところです。

しかしながら、長引く景気低迷などの影響から、財政状況は一段と厳しさを増し、特に、平成14年度以降においては、税収が地方財政計画値を大きく割り込むとともに、地方交付税では国の構造改革の流れから、伸びが抑えられるなど、歳入面における一般財源の減少が顕著となってきたところです。

一方、歳出面では、義務的経費のうち、人件費では職員定数の削減や給与改定による減額などがあるものの、今後、団塊の世代の退職が予定されているほか、扶助費については、景気の低迷と高齢化の影響を受け、大幅な伸びが見込まれ、また、繰出金では、国民健康保険や老人保健、介護保険の各特別会計などに対する繰出しが増加することが見込まれています。

このような状況を踏まえ、今後の財政収支見通しを推計した結果、平成17年度から21年度にかけて約70億円の財源不足が生ずることが見込まれたことから、平成17年8月にこれまでの財政健全化対策を見直したところです。

3 予算編成の基本的な考え方

このような視点から、庁内一丸となって「財政健全化対策」の取り組みを推進しているところであり、4年次目となりますこの健全化方針を踏まえながら、平成18年度予算につきましては、次により編成することとします。

記

1 予算は、6年次目となる新長期総合計画に沿ったまちづくりと、「活力が循環する都市」の実現に向け、創意工夫を重ね、次の主要施策の実現に向け取り組むこととします。

- (1) 心がかよい幸せ感じる都市づくり
- (2) 安全で人と地球にやさしい都市づくり
- (3) 学びあい心ふれあう都市づくり
- (4) 魅力と活力あふれる都市づくり
- (5) 参加と連携による都市づくり

特に、重点的に次の施策の実現に向け取り組むこととします。

- (1) 子育て・教育
- (2) 防災対策
- (3) 人材の育成
- (4) 企業誘致
- (5) 観光振興

2 予算は、経済の動向、制度の改正などを見きわめながら、当面確実に見込み得る財源をもって編成することとします。

3 国の予算及び地方財政計画が未定であるため、制度の新設・改正が確実なものを除き、原則として現行制度により編成することとします。

なお、国庫補助負担金の整理合理化については現状ではその動向に不明な部分も多いことから、特に国・道の動向に十分留意するとともに、関係機関との連携を密にし、情報収集に努め、適正な財源確保を図るものとします。

4 財政の健全性に十分配慮することとし、財源の拡充確保に最大限努力するとともに、行政全般にわたり節減合理化に徹し、事務事業の廃止・縮小も考慮した簡素・効率化を図り、施策の緊急度・優先度の厳しい選択を行い、財源の有効的活用に努めることとします。

5 見直し後の「財政健全化対策」を推進するため、平成18年度においては約12億円の一般財源の不足が見込まれる中で、基金の活用を行ってもなお不足が想定される6億円を削減するものとします。この達成に向け

- (1) 重点施策の推進
- (2) 新規事業の凍結（緊急性のあるものを除く。）
- (3) 全事業（補助・単独）の見直し
- (4) 内部管理経費の抜本の見直しによる徹底した削減
- (5) 投資的経費の抑制

を基本とします。

このような方針のもとに、投資的経費（事業費）を除く経常的経費及び臨時的経費については、各部ごとにおいて、次に掲げるものを除き前年度当初予算の一般財源総額以下とし、臨時的経費についても、緊急性等を勘案し真に必要なものを厳選することとします。

- (1) 平成17年度で終了する経費
- (2) 全庁的特定項目
- (3) 人件費（臨時的任用職員は含まず。） 公債費及び扶助費（法定負担に限る。）
- (4) リース料、臨時的修繕等、今年度で終了する経費
- (5) 債務負担行為等により当該年度の支出額が確定しているもの
- (6) 新たに予定している事業のうち一般財源が5,000千円以上の臨時的経費等で既に方針決定を行っているもの
- (7) 燃料単価の高騰が見込まれる需用費の燃料費
- (8) 予備費及び過年度税等還付金

6 投資的経費については、新長期総合計画の実施計画との整合性に配慮して事業を選択するとともに、緊急性・市民要望・投資的效果等を勘案し、補助・起債等財源の見通しを十分検討のうえ、厳選することとします。

7 行政改革については、行政改革推進本部において、引き続き取り組むこととしていることから、常に事務事業等の見直しを行い、予算に反映することとします。

8 予算編成事務の具体的事項については「平成18年度予算編成事務要領」によることとします。

平成18年度予算編成事務要領

予算の編成事務は、次の事項に留意して行うこととする。

なお、経常的経費及び臨時的経費については、一般財源の枠配分方式により行うこととするが、一般財源が5,000千円以上の臨時的経費については、積み上げ方式で行う。

投資的経費（事業費）については、「新長期総合計画」における実施計画のローリングをもとに、実施予定事業項目の指示による積み上げ方式により編成するものとする。

1 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、市財政が厳しい状況にあることから、その確保に最大限努力するものとし、法令、その他の根拠に基づき、正確な積算基礎により確実な見込み額を計上すること。

(1) 市 税

国の税制改正、経済の動向等を勘案のうえ積算することとし、課税客体の完全捕捉、納税に関する督励指導や滞納処分の強化などを図り、収納率向上に最大の努力をすること。

(2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税などの交付金

国の地方財源対策及び制度改正の方向などを十分勘案のうえ積算すること。

(3) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の内容等を十分検討のうえ、負担の適正化に努め的確に積算すること。

(4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、住民間の負担の公平を図り、社会経済情勢の推移を考慮し、見直しを行うとともに算定基準を検討するなど、常に適正な単価を設定し的確な積算をすること。

なお、現在「使用料等受益者負担の見直しの方針」について全庁的な検討を進めていることから、既定の考えにより積算することとし、方針が確定次第、別途関係部署に指示する。

ただし、「家庭ごみの有料化」に伴う手数料については、現段階で想定する額を見込むこととし、併せて、関連する経費についても同様の

取り扱いとする。

(5) 国・道支出金

国・道補助金の見直し等の動向に十分留意のうえ、関係機関との連絡を密にしながら的確な積算を行うこと。また、基地所在に係る関係財源については引き続き拡充確保に努めること。

(6) 財産収入

未利用となっている市有地の有効活用を図るとともに、今後において公的利用計画のない土地については、早期処分に努めること。

(7) 市 債

国の地方債計画、許可方針、事業の適債性及び充当率を考慮し、将来の財政運営への影響を十分踏まえた中で、安易に財源を起債に求めることのないよう慎重に検討のうえ計上すること。

なお、平成18年度からの地方債については、許可制度から協議制度に移行となることから、事務の取り扱いに留意すること。

2 歳出に関する事項

現下の厳しい財政状況を勘案し、「財政健全化対策」の方針に基づき、人件費等の抑制や裁量的経費の見直し等を実施することとし、平成18年度予算に係る一般財源の予定額に対し6億円を削減する。

この達成に向け、新規事業は緊急性のあるもの以外は凍結することとし、投資的経費(事業費)を除く経常的経費及び臨時的経費については、各部ごとにおいて、

(1) 平成17年度で終了する経費

(2) 全庁的特定項目

(3) 人件費(臨時的任用職員は含まず。) 公債費及び扶助費(法定負担に限る。)

(4) リース料、臨時的修繕等、今年度で終了する経費

(5) 債務負担行為等により当該年度の支出額が確定しているもの

(6) 新たに予定している事業のうち一般財源が5,000千円以上の臨時的経費等で既に方針決定を行っているもの

(7) 燃料単価の高騰が見込まれる需用費の燃料費

(8) 予備費及び過年度税等還付金

を除き前年度当初予算の一般財源総額以下とする。

また、既往の予算にとらわれることなく全事務事業については、ゼロベースからの検討・見直しを図ることとし、一般財源の増加を招くことのないよう留意すること。

(1) 報 酬

第 1 ・ 2 種非常勤職員は別紙の額で計上し、第 1 種非常勤職員については定期昇給制度の廃止により見込まないこととする。また、厳格な職員配置により抑制に努めるものとする。

(2) 共済費

第 1 ・ 2 種非常勤職員及び臨時職員（ 2 か月以上 ）を任用する場合は、別紙の保険料を計上すること。

(3) 賃 金

日額は別紙のとおりで業務量、業務内容を精査し、前年度実績によることなく人員の削減を含めた全面的な見直しを行い、真に必要な場合に限り、最小限の人数を計上すること。また、雇用期間は 6 か月以内とする。

なお、平成 1 4 年度から実施のワークシェアリングについては、引き続き実施することとし、配置については別途調整したうえで関係部署に指示する。

(4) 旅 費

業務の必要性、効果を十分検討し、日程・回数・人数等を必要最小限にとどめ、前年度実績によるなど安易な計上は厳に慎むこと。

また、同一業務に係る会議等への出張は、やむを得ない場合を除き 1 名とする。

なお、各種審議会、委員会の道外視察、道外研修及び職員の海外研修は凍結する。

(5) 交際費

行政執行上、真に必要な場合に限り、節度ある範囲で厳選して計上すること。執行にあたっては目的を明確にし、人数・経費等を必要最小限にとどめるとともに、支出基準の見直しにより削減を図ること。

また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は、国・道・地方自治体及び地方財政再建促進特別措置法第 2 4 条第 2 項にある公団等とする。

(6) 需用費

ア 式典等に係る記念品は廃止とする。

イ 消耗品費、印刷製本費については、死蔵事務用品の活用やペーパーレス化などさらに徹底した節減に努めること。

特に、庁用資料等の作成にあたっては必要最小限とし、コピー費の節減や単価の見直しに努め、印刷についても外部印刷物の部数の見直しや庁内印刷の有効利用を図ること。

新聞・雑誌・追録等の購読は見直しを行い、経費の節減を図ること。

毎年、隔年発行の広報誌、機関誌等については、発行頻度等を再検討すること。

ウ 光熱水費については現行料金によることとし、節減を図り効率的な使用に努めること。

エ 燃料費については次の単価（税込み）により計上すること。

(ア) ガソリン		142.800円 / ㍓
(イ) 軽油		118.095円 / ㍓
(ウ) 重油	4 ㍓ ㍓未満	78.750円 / ㍓
	4 ㍓ ㍓以上	76.650円 / ㍓
(エ) 白灯油	葬斎場以外	77.700円 / ㍓
	葬 斎 場	76.650円 / ㍓

重油については発注量により単価が異なるので十分留意するとともに、原油価格の高騰の情勢を十分踏まえ、暖房等の効率化、節減に対する改善目標をたてるなど、省エネルギー化を徹底すること。

オ 食糧費については行政事務上、真に必要な場合に限り節度ある範囲で厳選して計上すること。執行にあたっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめ節減に努めること。

また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は（５）の交際費で示した範囲とする。

なお、各種会合後の飲食を伴う懇談会の廃止を徹底すること。

（７）役務費

各種団体等の郵便料などは、団体の独自財源を活用すること。

（８）委託料

業務内容（日数、回数の減等）・項目を抜本的に見直し、業務に支障のきたさない最小経費による効率化に努め、改定率は見込まないで計上すること。

また、小規模施設等の設計業務の直営化の徹底を図るとともに、公共施設、公園、学校図書等の管理、運営については、指定管理者制度の導入のほか、地域住民やボランティア等の活用を図ること。

（９）使用料及び賃借料

会議等の会場使用については市有施設の利用を徹底し、車の借り上

げ等はその必要性を十分考慮し、節減に努めるとともに、公用自転車の積極的な活用を図ること。

また、高速道路の使用は自粛し、時間や交通状況等により真に必要な場合の利用とし、特定目的以外のタクシー利用については廃止する。

(10)備品購入費

事務用・庁用備品については、行政管理課と協議すること。

その他の備品は、用途・頻度等を熟慮のうえ、必要最小限のみ臨時費で計上すること。

(11)負担金・補助及び交付金

前年度実績を安易に計上することなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、整理合理化を図り、補助金等の新設は極力抑制すること。

また、外郭団体等の経営改善の促進を図るとともに、協議会等の脱会など負担金、補助及び交付金の抜本的な見直しを図ること。

なお、現在「補助金、負担金の見直し方針」について、全庁的な検討を進めていることから、既定の考えにより積算することとし、方針が確定次第、別途関係部署に指示する。

(12)扶助費

国の制度の動向などの把握に努め、特に、対象人数の積算にあたっては、市全体の一般財源の配分に大きく影響することから過大に見積もることなく、十分内容を精査すること。

(13)職員費

義務的経費の抑制に努めなければならない状況から、厳格な職員配置により抑制に努めることとし、給与改定の留保財源は見込まないこと。

また、時間外手当は本俸総額の5%以内の計上とし、管理職手当の15%の削減や職員の退職者不補充については、引き続き、取り組むことを前提に積算するとともに、外郭団体等についても退職者不補充の取り扱いとする。

なお、平成18年度からの特殊勤務手当の見直しについては、具体的な内容が確定次第、別途関係部署に指示する。

(14)維持補修費

公共施設等については、常に点検を行い適切な機能の維持に努めるとともに、補修が必要なものについては、効用を発揮するうえで必要最小限のものに限り計上すること。

(15)その他

全職員は経営者意識を持ちながら、平成19年度予算編成に向けて、歳入の確保対策、義務的経費（人件費等）の抑制策の検討、裁量的経費（全庁的、部局別特定項目）の見直し、投資的経費の抑制に係る見直し方針を策定すること。

ただし、平成18年度予算から見直しが可能なものについては実施すること。

公共施設（コミセン、児童センター、学校プール、公民館分館、パークゴルフ場等）の設置基準の見直しを検討するほか、学校の空き教室の有効活用を図ること。

3 特別会計・企業会計

特別会計及び企業会計においても、一般会計と同一の基調により経費の節減に努めることとし、事業経営の合理化を図り、収入の確保及び経費負担の項目、算定方法の見直し等により独立採算性の確保に努め、経営の健全化をなお一層推進する。

4 予算要求の入力等について

平成18年度予算については、引き続き「財務会計システム」による編成としており、入力作業にあたっては、慎重に取り扱うこととし、入力漏れがないよう十分留意することとし、特に、「当初歳出予算要求書」の「事業内容」及び「効果」欄については、今後の情報公開も視野に入れ、具体的に入力すること。

また、システム導入により、総務省基準により作成する地方財政状況調査（決算統計）に準じた歳入及び歳出に係る経常・臨時の区分の整合性を図ることとする。

特に、新規の事務事業等がある場合は、入力作業前に必ず財政課と協議のうえ、理事者の意思決定を仰ぐこと。

(1) 経常的経費、臨時的経費（投資的経費を除く。）

入力期限 平成17年10月28日（金）

債務負担行為がある場合は、「債務負担行為見積書」を1部提出すること。

(2) 特別会計

入力期限 平成17年11月11日（金）

土地取得事業、公設地方卸売市場事業、土地区画整理事業、老人保健、霊園事業

入力期限 平成17年12月23日（金）

国民健康保険、介護保険

(3) 投資的経費 (ローリング事業費)

入力期限 平成 1 8 年 0 1 月 0 6 日 (金)

特別会計及び企業会計のうち、一般会計からの繰出金がある場合は、一般会計繰出金のみ 1 0 月 2 8 日 (金) までに入力すること。

(4) 予算要求額調書 (部局別一般財源の枠配分調書)

入力期限 平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日 (火)